

国会
番号：17/2008/QH12

ヴェトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福
ハノイ，2008年6月3日

法規範文書発行法¹

第X期国会2001年51号議決によって修正，補充された1992年ヴェトナム社会主義共和国憲法に基づき，
国会は，法規範文書発行法を発行する。

第I章 一般規定

第1条 法規範文書²

1. 法規範文書とは，国家機関³が本法又は人民評議会・人民委員会法規範文書発行法において規定される権限，形式，手順，手続に従って発行又は共同発行する文書であり，一般的な処理規則であり，一般的な強制力を有し，国が各社会関係の調整を実施するのを保証する。
2. 国家機関が本法又は人民評議会・人民委員会法規範文書発行法において規定される権限，形式，手順，手続に従わずに発行又は共同発行した文書は，法規範文書ではない。

第2条 法規範文書の体系

1. 憲法⁴，国会の法律⁵，議決⁶
2. 国会常務委員会の法令⁷，議決
3. 国家主席の令⁸，決定⁹
4. 政府の議定¹⁰
5. 政府首相の決定
6. 最高人民裁判所裁判官評議会の議決，最高人民裁判所長官の通達¹¹
7. 最高人民検察院長官の通達
8. 大臣，省同格機関の首長の通達
9. 国家会計検査院院長の決定
10. 国会常務委員会又は政府と政治社会組織の中央機関の間の合同議決¹²
11. 最高人民裁判所長官と最高人民検察院長官の間の；大臣，省同格機関の首長と最高人民裁判所長官，最高人民検察院の間の；各大臣，省同格機関の首長の間の

¹ 本稿は，平成25年12月27日付けの仮訳である。

² 「法規範文書」は，原文では“văn bản quy phạm pháp luật”である。

³ ヴェトナムでは，各地方の人民行議会，人民委員会も国家機関である（2013年憲法113条1項，114条1項）。

⁴ 「憲法」は，原文では“hiến pháp”であり，英訳では“constitution”などと訳されている。

⁵ 「法律」は，原文では“luật”であり，英訳では“law”などと訳されている。

⁶ 「議決」は，原文では“nghị quyết”であり，英訳では“resolution”などと訳されている。

⁷ 「法令」は，原文では“pháp lệnh”であり，英訳では“ordinance”などと訳されている。法律以下の法規範文書一般を指す言葉である“pháp luật”と区別するため，本稿では「国会常務委員会令」と訳している箇所もある。

⁸ 「令」は，原文では“lệnh”であり，英訳では“order”などと訳されている。

⁹ 「決定」は，原文では“quyết định”であり，英訳では“decision”などと訳されている。

¹⁰ 「議定」は，原文では“nghị định”であり，英訳では“decree”などと訳されている。

¹¹ 「通達」は，原文では“thông tư”であり，英訳では“circular”などと訳されている。

¹² 「合同議決」は，原文では“nghị quyết liên tịch”であり，英訳では“joint resolution”などと訳されている。

合同通達¹³

12. 人民評議会，人民委員会の法規範文書

第3条 法規範文書の制定¹⁴，発行¹⁵の原則

1. 法規範文書の合憲性，合法性及び法体系の中における統一性を保証する。
2. 法規範文書の制定，発行の権限，形式，手順，手続を遵守する。
3. 法規範文書の制定，発行の過程の公開性を保証する。ただし，法規範文書が国の秘密に属する内容を有する場合を除く。法規範文書の各規定の明白性を保証する。
4. 法規範文書の施行可能性を保証する。
5. ヴェトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の実施を妨げない。

第4条 法規範文書の制定に関する意見表明¹⁶

1. ヴェトナム祖国戦線及び各構成組織，その他の組織，国家機関，人民武装単位及び個人は，法規範文書の草案¹⁷について意見を表明する権利を有する。
2. 法規範文書を制定する過程において，起草¹⁸を主管する機関，組織及び関連機関，組織は，各機関，組織，単位，個人が文書の草案について意見を表明するための条件を整備し，文書の直接の影響を受ける対象の意見を聴取する責任を有する¹⁹。
3. 法規範文書の草案について付された意見は，草案を整理する過程において研究，吸収されなければならない。

第5条 法規範文書の用語，技術

1. 法規範文書中の用語は，ヴェトナム語である。
法規範文書中で使用される用語は正確，普通でなければならず，表現は明確で理解しやすいものでなければならない。
2. 法規範文書は，調整が必要な内容を直接規定しなければならず，一般的，抽象的に規定したり，ほかの法規範文書で規定された内容を再度規定したりはしない。
3. 広範な調整範囲を有する法規範文書は，内容に応じて，編，章，節，条，項，号²⁰により構成することができる。狭小な調整範囲を有する文書については，条，項，号により構成する。法規範文書中の各編，章，目，条には表題を付すこととする。監査²¹，不服申立て，告訴告発，顕彰，違反処理については，新たな内容がない限り，法規範文書中に個別の章を設けない。

第6条 法規範文書の少数民族の言語，外国語への翻訳

1. 法規範文書は，少数民族の言語，外国語へ翻訳することができる。
2. 法規範文書の少数民族の言語，外国語への翻訳に関する事項は，政府が規定するところによる。

¹³ 「合同通達」は，原文では“thông tư liên tịch”であり，英訳では“joint circular”などと訳されている。

¹⁴ 「制定」は，原文では“xây dựng”である。

¹⁵ 「発行」は，原文では“ban hành”である。

¹⁶ 「意見表明」は，原文では“tham gia góp ý kiến”である。

¹⁷ 「草案」は，原文では“dự thảo”である。

¹⁸ 「起草」は，原文では“soạn thảo”である。

¹⁹ 「責任を有する」は，原文では“có trách nhiệm”であり，“chịu trách nhiệm”（責任を負う）と訳し分けている。

²⁰ 「編，章，節，条，項，号」は，原文では“phần, chương, mục, điều, khoản, điểm”である。

²¹ 「監査」は，原文では“thanh tra”である。

第7条 法規範文書の番号、記号

1. 法規範文書の番号、記号は、発行の順番、年、文書の種類、文書の発行機関を明確に表さなければならない。
2. 法規範文書の順番の数は、文書の種類及び発行の年ごとに行う。国会、国会常務委員会の法律、法令、議決については、文書の種類及び国会の任期²²ごとに順番を数える。
3. 法規範文書の番号、記号は、次のとおり配列される。
 - a) 国会の法律、議決の番号、記号は、次の順番に従って配列される。「文書の種類：文書の順番／発行の年／文書発行機関の略号及び国会の期」²³
 - b) 国会常務委員会の法令、議決の番号、記号は、次の順番に従って配列される。「文書の種類：文書の順番／発行の年／文書発行機関の略号及び国会の期」
 - c) 本項 a 号及び b 号に規定される場合以外の法規範文書の番号、記号は、次の順番により配列される。「文書の順番／発行の年／文書の種類の略号－文書発行機関の略号」²⁴

第8条 詳細規定文書

1. 法規範文書は、当該文書が効力を生じたときに直ちに施行できるよう具体的に規定されていなければならない。文書が技術的な工程²⁵、基準²⁶に関連する内容の条項を有しており、諸問題が未だ安定的でない場合、当該条項において権限を有する国家機関に詳細の規定を委ねることができる。詳細を規定する文書の発行を委ねられた機関は、さらに委任することはできない。
2. 詳細規定文書は、具体的に規定しなければならず、詳細の規定を委ねた文書の規定を繰り返さない。詳細の規定を委ねた文書又は条、項、号が効力を生ずると同時に効力を生ずるよう発行されなければならない。
3. 一つの機関が一つの法規範文書の複数の内容について詳細の規定を委ねられた場合、当該各内容の詳細を規定するために一つの文書を発行する。ただし、相互に異なる文書中で規定することが必要な場合を除く。
一つの機関が相互に異なる複数の法規範文書の各内容について詳細の規定を委ねられた場合、詳細を規定するために一つの文書を発行することができる。

第9条 法規範文書の修正²⁷、補充²⁸、代替²⁹、廃止³⁰、破棄³¹又は施行停止³²

1. 法規範文書は、当該文書を発行した国家機関の法規範文書によって修正、補充、代替、廃止又は破棄され、権限を有する国家機関の文書によって施行停止、廃止又は破棄される。

²² 国会の任期は5年である（2013年憲法71条1項）。

²³ 例えば、法規範文書発行法は Luật:17/2008/QH12 であり、第12期国会によって2008年に発行された17番目の法律という意味である。

²⁴ 例えば、法規範文書の精査、体系化に関する16号政府議定は 16/2013/NĐ-CP であり、政府によって2013年に発行された16番目の議定という意味である。

²⁵ 「工程」は、原文では“quy trình”である。

²⁶ 「基準」は、原文では“quy chuẩn”である。

²⁷ 「修正」は、原文では“sửa đổi”である。本稿では「修正」だけでなく「補充」や「代替」等も含める趣旨で「改正」と訳している箇所もある。

²⁸ 「補充」は、原文では“bổ sung”である。

²⁹ 「代替」は、原文では“thay thế”である。

³⁰ 「廃止」は、原文では“hủy bỏ”である。

³¹ 「破棄」は、原文では“bãi bỏ”である。

³² 「施行停止」は、原文では“đình chỉ việc thi hành”である。

ほかの文書を修正，補充，代替，廃止，破棄又は施行停止する文書は，修正，補充，代替，廃止，破棄又は施行停止される文書の名前，文書の条，項，号を明確に確定しなければならない。

2. 法規範文書を発行するとき，文書を発行する機関は，新たな文書の規定と矛盾する自身が以前に発行した文書，文書の条，項，号を当該新たな文書の中で修正，補充，廃止，破棄しなければならない。直ちに修正，補充することができない場合，当該文書の中で新たな法規範文書の規定と矛盾する自身が以前に発行した法規範文書，文書の条，項，号の目録を明確に確定し，新たな法規範文書が効力を生ずる前に修正，補充する責任を有する。
3. 一つの法規範文書は，同時に同一の機関が発行した複数の法規範文書の内容を修正，補充，代替，廃止，破棄することができる。

第 10 条 法規範文書，法規範文書の法案³³，草案の記録の送付，保管

1. 法規範文書は，権限を有する国家機関に監察³⁴，検査³⁵のために送付されなければならない。
2. 法規範文書の法案，草案の記録及び原本は，保管に関する法令³⁶の規定に従って保管される。

第 II 章 法規範文書の内容

第 11 条 憲法，国会の法律，議決

1. 国会は，憲法を制定し，憲法を改正する。
憲法の起草，採択，公布³⁷，憲法の改正及び憲法の解釈の手續，手順は，国会が規定するところによる。
2. 国会の法律は，経済，社会，国防，安寧，財政，通貨，予算，租税，民族，宗教，文化，教育，医療，科学，工業，環境，対外，国家機構の組織及び活動，公務³⁸，幹部³⁹，公職者⁴⁰制度，公民の権利及び義務の分野に属する基本的な各問題を規定する。
3. 国会の議決は，経済社会を発展させる任務の決定；国家予算の作成及び中央予算の分配；国家予算の調整；国家予算の決算の承認；国会，国会常務委員会，国会の民族評議会，各委員会，国会議員団，国会議員の業務制度の規定，国際条約の批准及び国会の権限に属するその他の問題の決定のために発行される。

第 12 条 国会常務委員会の法令，議決

1. 国会常務委員会の法令は，国会から委ねられた諸問題について規定し，一定の期間実施された後，法律として発行するかどうか審理⁴¹，決定するため国会に提出される。
2. 国会常務委員会の議決は，憲法，法律，国会常務委員会令の解釈；人員評議会

³³ 「法案」は，原文では“dự án”である。

³⁴ 「監察」は，原文では“giám sát”である。

³⁵ 「検査」は，原文では“kiểm tra”である。

³⁶ 「法令」は，原文では“pháp luật”であり，法律以下の法規範文書一般を指す。注 7 参照。

³⁷ 「公布」は，原文では“công bố”である。

³⁸ 「公務」は，原文では“công vụ”である。

³⁹ 「幹部」は，原文では“cán bộ”である。

⁴⁰ 「公職者」は，原文では“công chức”である。

⁴¹ 「審理」は，原文では“xem xét”である。

の活動の案内⁴²；戦争状態宣言，総動員又は局地動員の決定；全国又は地方ごとの緊急状態の発布及び国会常務委員会の権限に属するその他の諸問題の決定のために発行される。

第13条 国家主席の令，決定

国家主席の令，決定は，憲法，国会の法律，議決，国会常務委員会の法令，議決によって規定される国家主席の任務，権限を実現するために発行される。

第14条 政府の議定

政府の議定は，次の各問題を規定するために発行される。

1. 国会の法律，議決，国会常務委員会の法令，議決，国家主席の令，決定を施行するための詳細規定
2. 経済，社会，国防，安寧，財政，通貨，予算，租税，民族，宗教，文化，教育，医療，科学，工業，環境，対外，公務，幹部，公職者制度，公民の権利，義務及び政府の管理，統括⁴³権に属するその他の各問題に関する政策を実現するための具体的な措置の規定
3. 各省，省同格機関，政府所属機関及び政府の権限に属するその他の各機関の任務，権限，組織機構の規定
4. 国家管理，経済管理，社会管理の要求に応えるために必要だが，法律又は国会常務委員会令として制定する条件が十分に整っていない諸問題の規定。この議定を発行するには，国会常務委員会の同意を得なければならない。

第15条 政府首相の決定

政府首相の決定は，次の各問題を規定するために発行される。

1. 政府の活動及び中央から基礎⁴⁴に至る国家行政体系を領導⁴⁵，統括する措置，各閣僚，省，中央直轄都市人員委員会主席の職務制度及び政府首相の権限に属するその他の各問題
2. 各閣僚の活動を指導⁴⁶し，協調させる措置；国の方針，政策，法令の実現に関する各省，省同格機関，政府所属機関，各級の人民委員会の活動の検査

第16条 大臣，省同格機関の首長の通達

大臣，省同格機関の首長の通達は，次の各問題を規定するために発行される。

1. 国会の法律，議決，国会常務委員会の法令，議決，国家主席の令，決定，政府の議定，政府首相の決定を施行するための詳細規定
2. 自身が担当する部門⁴⁷，分野⁴⁸の技術的な工程，基準，経済技術的な達成目標⁴⁹に関する規定
3. 自身が担当する部門，分野を管理する機能を果たすための措置及び政府から委ねられたその他の諸問題

⁴² 「案内」は，原文では“hướng dẫn”である。

⁴³ 「統括」は，原文では“điều hành”である。

⁴⁴ 「基礎」は，原文では“cơ sở”であり，「グラスルーツ」と訳されることもある。

⁴⁵ 「領導」は，原文では“lãnh đạo”である。

⁴⁶ 「指導」は，原文では“chi đạo”である。

⁴⁷ 「部門」は，原文では“ngành”である。

⁴⁸ 「分野」は，原文では“lĩnh”である。

⁴⁹ 「達成目標」は，原文では“định mức”である。

第17条 最高人民裁判所裁判官評議会の議決

最高人民裁判所裁判官評議会の議決は、各裁判所に法令の統一的な適用を案内するために発行される。

第18条 最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官の通達

1. 最高人民裁判所長官の通達は、地方の人民裁判所及び軍事裁判所の組織に関する管理を実現し、最高人民裁判所長官の権限に属するその他の諸問題を規定するために発行される。
2. 最高人民検察院長官の通達は、地方の人民検察院、軍事検察院の任務、権限の実現を保証する措置を規定し、最高人民検察院長官の権限に属するその他の諸問題を規定するために発行される。

第19条 国家会計検査院長官の決定

国家会計検査院長官の決定は、国家会計検査の各標準⁵⁰を規定、案内し、会計検査の工程、会計検査の記録を具体的に規定するために発行される。

第20条 合同法規範文書

1. 国会常務委員会又は政府と政治社会組織の中央機関の間の合同議決は、法令が当該政治社会組織の国家管理への参加について規定しているときに、諸問題の施行を案内するために発行される。
2. 最高人民裁判所長官と最高人民検察院長官の間；大臣、省同格機関の首長と最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官の間の合同通達は、訴訟活動における法令の統一的な適用、当該各機関の任務、権限に関連するその他の諸問題を案内するために発行される。
3. 各大臣、省同格機関の首長の間の合同通達は、当該省、省同格機関の機能、任務、権限に関連する国会の法律、議決、国会常務委員会の法令、議決、国家主席の令、決定、政府の議定、政府首相の決定の施行を案内するために発行される。

第21条 人民評議会、人民委員会の法規範文書

人民評議会、人民委員会の法規範文書は、人民評議会・人民委員会法規範文書発行法が規定する内容、権限、形式、手順、手続に従って発行される。

第III章 国会、国会常務委員会の法規範文書の制定、発行

第1節 法律、国会常務委員会令の制定計画の作成

第22条 法律、国会常務委員会令の制定計画

1. 法律、国会常務委員会令の制定計画は、党の路線、方針、政策、経済社会の発展、国防、安寧の戦略及び時期に応じた国家管理の要求、公民の基本的な各権利、義務の保証を基礎として作成される。
2. 法律、国会常務委員会令の制定計画は、国会任期⁵¹の法律、国会常務委員会令の制定計画及び毎年の法律、国会常務委員会令の制定計画からなる。
3. 国会は、国会任期の法律、国会常務委員会令の制定計画を毎期国会の第二会期において決定し、毎年の法律、国会常務委員会令の制定計画を前年の第一会期に

⁵⁰ 「標準」は、原文では“chuẩn mực”である。

⁵¹ 国会の任期は5年であり（2013年憲法71条1項）、毎年2回開かれる（同83条2項）。

において決定する。

第 23 条 法律，国会常務委員会令に関する提議⁵²，建議⁵³

1. 憲法 87 条⁵⁴に規定される法律案の提出権を有する機関，組織，国会議員は，法律，国会常務委員会令の制定を提議することができる。国会議員は，法律，国会常務委員会令について国会常務委員会に建議することができる。

法律，国会常務委員会令の制定の提議は，文書を発行する必要性；文書の対象，調整範囲；文書の基本的な観点，政策，主要な内容；文書の起草のための資源の想定，保証する条件；文書の予備影響評価の報告；国会常務委員会が審理，採択し，国会に提議する想定時期を明示しなければならない。

法律，国会常務委員会令に関する建議は，文書を発行する必要性，文書の対象及び調整範囲を明示しなければならない。

2. 政府は，自身の機能，任務，権限の範囲に属する諸問題について法律，国会常務委員会令の制定計画に関する提議を国会常務委員会に提出するとともに，ほかの機関，組織，国会議員の法律，国会常務委員会令の制定に関する提議，国会議員の法律，国会常務委員会令に関する建議について意見を発表⁵⁵することができる。

3. 政府は，次の手順に従って，法律，国会常務委員会令の制定計画に関する提議について審理，討論⁵⁶する。

- a) 司法省の代表が法律，国会常務委員会令の制定計画に関する提議の草案を陳述⁵⁷する。
- b) 閣議⁵⁸に参列するよう招待された機関，組織の代表が意見を発表する。
- c) 政府が討論する。
- d) 政府が法律，国会常務委員会令の制定計画の提議の採択について評決する。

第 24 条 法律，国会常務委員会令に関する提議，建議の送付期限

1. 遅くとも前年の 3 月 1 日までに，法律，国会常務委員会令に関する提議，建議は，毎年法律，国会常務委員会令の制定計画の原案⁵⁹作成のため国会常務委員会に送付され，同時に審査⁶⁰のため法令委員会に送付されなければならない。

遅くとも国会の任期の最初の年の 8 月 1 日までに，法律，国会常務委員会令に関する提議，建議は，国会任期の法律，国会常務委員会令の制定計画の原案作成のため国会常務委員会に送付され，同時に審査のため法令委員会に送付されなければならない。

2. 法律，国会常務委員会令に関する提議，建議を国会常務委員会に送付する前に，機関，組織，国会議員は，政府が意見を発表できるよう自身の提議，建議を政府に送付しなければならない。

⁵² 「提議」は，原文では“đề nghị”である。

⁵³ 「建議」は，原文では“kiến nghị”である。

⁵⁴ 2013 年憲法では 84 条 1 項に規定されているが，本条は未だ改正されていない。具体的には，国家主席，国会常務委員会，国会の民族評議会，委員会，政府，最高人民裁判所，最高人民検察院，国家会計検査院，ヴェトナム祖国戦線中央委員会及び祖国戦線の構成組織の中央委員会を指す。

⁵⁵ 「発表」は，原文では“phát biểu”である。

⁵⁶ 「討論」は，原文では“thảo luận”である。

⁵⁷ 「陳述」は，原文では“trình bày”である。

⁵⁸ 「閣議」は，原文では単に“phiên họp”（会議）であるが，政府の会議なので「閣議」と訳した。

⁵⁹ 「原案」は，原文では“dự kiến”である。

⁶⁰ 「審査」は，原文では“thẩm tra”である。

第 25 条 法律，国会常務委員会令に関する提議，建議の審査

1. 法令委員会は、機関、組織、国会議員の法律、国会常務委員会令の制定に関する提議、国会議員の法律、国会常務委員会令に関する建議の審査を主管⁶¹する。
審査の内容は、発行の必要性、文書の調整範囲、対象、基本的な政策、一貫性、施行可能性、優先順位、文書の制定及び施行を保證する条件に焦点を当てる。
2. 国会の民族評議会及び各委員会は、法律、国会常務委員会令に関する提議、建議の審査について法令委員会と協調し、自身が担当する分野に属する文書の発行の必要性、発行の優先順位について意見を発表する。

第 26 条 法律，国会常務委員会令の制定計画の原案作成

1. 国会常務委員会は、次の手順に従って、法律、国会常務委員会令に関する提議、建議を審理する。
 - a) 政府の代表が法律、国会常務委員会令の制定計画について、提議の紹介文書⁶²を陳述する。その他の機関、組織の代表、国会議員が自身の法律、国会常務委員会令に関する提議、建議について意見を発表する。
 - b) 法令委員会の代表が審査に関する報告を陳述する。
 - c) 会議に参列した代表が意見を発表する。
 - d) 国会常務委員会が討論する。
 - d) 法律、国会常務委員会令に関する提議、建議をした政府の代表、その他の機関、組織の代表、国会議員は、会議で言及された諸問題について補充して陳述する。
 - e) 会議の議長が結論する。
2. 機関、組織、国会議員の法律、国会常務委員会令に関する提議、建議、法令委員会の審査意見に基づき、国会常務委員会は、法律、国会常務委員会令の制定計画の原案を作成し、審理、決定のため国会に提出する。
法律、国会常務委員会令の制定計画の原案の記録は、法律、国会常務委員会令の制定計画に関する紹介文書及び国会の議決の草案からなる。法律、国会常務委員会令の制定計画の原案は、国会のウェブサイトに登載される。
3. 法令委員会は、主管し、関連機関と協調して、国会常務委員会が法律、国会常務委員会令の制定計画の原案を作成するのを補佐する。

第 27 条 法律，国会常務委員会令の制定計画の原案の審理，採択の手順

1. 国会は、次の手順に従って、法律、国会常務委員会令の制定計画の原案を審理、採択する。
 - a) 国会常務委員会の代表が法律、国会常務委員会令の制定計画の原案に関する紹介文書を陳述する。
 - b) 国会が本会議において法律、国会常務委員会令の制定計画の原案について討論する。本会議において討論する前に、法律、国会常務委員会令の制定計画の原案を国会議員の班⁶³において討論することができる。
 - c) 法律、国会常務委員会令の制定計画の原案が国会で討論され、意見を付された後、国会常務委員会は、法令委員会、司法省及び関連機関、組織を指導して法律、

⁶¹ 「主管」は、原文では“chủ trì”である。

⁶² 「紹介文書」は、原文では“tờ trình”である。

⁶³ 「班」は、原文では“tổ”である。

国会常務委員会令の制定計画に関する国会の議決の草案を研究，改善⁶⁴，整理するとともに，議決の草案の改善，整理について解説報告を作成する。

- d) 国会常務委員会は，法律，国会常務委員会令の制定計画に関する国会の議決の草案の改善，整理の解説について国会に報告する。
 - d) 国会が法律，国会常務委員会令の制定計画に関する国会の議決の採択について評決する。
2. 法律，国会常務委員会令の制定計画に関する議決は，法案，草案の名称を明示しなければならない。毎年の法律，国会常務委員会令の制定計画に関する議決については，当該法案，草案を審理，採択するために国会，国会常務委員会に提出する想定時期を明示しなければならない。

第 28 条 法律，国会常務委員会令の制定計画の実施，展開

1. 国会常務委員会は，次の活動を通じて，法律，国会常務委員会令の制定計画の実施を指導，展開する責任を有する。
 - a) 機関，組織，国会議員に法律案，国会常務委員会令案，議決草案の提出を割り当て，法律案，国会常務委員会令案，議決草案の審査を主管する機関，審査に参加する機関を割り当てる。

国会常務委員会が国会の法律案，議決草案を提出する場合，国会が審査機関を決定し，又は審査のため臨時委員会を設立する。

国会の民族評議会，委員会が法律案，国会常務委員会令案，議決草案を提出する場合，国会常務委員会が審査機関を決定する。
 - b) 本法 30 条 1 項の規定に従い，法律案，国会常務委員会令案，議決草案の起草委員会⁶⁵を設立する。
 - c) 法律案，国会常務委員会令案，議決草案制定の工程表⁶⁶及び法律，国会常務委員会令の制定計画の実施を保証する具体的な各措置を決定する。
2. 法令委員会は，国会常務委員会が法律，国会常務委員会令の制定計画の実施，展開を組織するのを補佐する責任を有する。
3. 司法省は，政府が決定できるよう起草を主管する機関，起草に協調する機関を特定して提示し，政府が政府提出の各法律案，国会常務委員会令案，議決草案の起草を督促するのを補佐する責任を有する。

第 29 条 法律，国会常務委員会令の制定計画の調整

必要な場合，国会常務委員会は，法律，国会常務委員会令の制定計画の調整を決定し，最も近い会期において国会に報告する。

法律，国会常務委員会令の制定計画の調整は，本法 23 条，24 条及び 25 条の規定に従って行われる。

第 2 節 国会の法律，議決，国会常務委員会の法令，議決の起草

第 30 条 起草委員会の設立及び起草主管機関の割当て

1. 国会常務委員会は，次の場合，起草委員会を設立し，起草主管機関を割り当てる。

⁶⁴ 「改善」は，原文では“tiếp thu”であり，基本的に「吸収」と訳しているが，ここでは意識した。

⁶⁵ 「起草委員会」は，原文では“ban soạn thảo”である。

⁶⁶ 「工程表」は，原文では“tiến độ”であり，基本的に「進捗」と訳しているが，ここでは意識した。

- a) 法律案，国会常務委員会令案，議決草案が複数の部門，複数の分野に関連する内容を含む。
 - b) 法律案，国会の議決案が国会常務委員会によって提出される。
 - c) 法律案，国会常務委員会令案，議決草案が国会議員によって提出される。起草委員会の構成員は，国会常務委員会が国会議員の提議に基づいて決定する。
2. 法律案，国会常務委員会令案，議決草案が政府によって提出される場合，政府は一つの省又は省同格機関に起草の主管を委ねる。起草の主管を委ねられた機関は，起草委員会を設立する責任を有する。
 3. 法律案，国会常務委員会令案，議決草案がその他の機関，組織によって提出される場合，当該機関，組織は，起草委員会を設立し，起草を主管する責任を有する。

第31条 起草委員会の構成員

1. 起草委員会は，起草主管機関，組織の長である委員長及び起草主管機関，組織，関連機関，組織を領導する代表，各専門家，科学者であるその他の各委員からなる。政府提出の法律案，国会常務委員会令，議決案の起草委員会については，起草委員会の構成員は，司法省及び政府事務局を領導する代表である各委員を含む。起草委員会は少なくとも9人からなる。
2. 起草委員会の委員は，法案，草案に関連する専門的な各問題に精通しており，起草委員会の各活動に十分参加できる条件を備えた者でなければならない。

第32条 起草委員会，起草委員長の任務

1. 起草委員会は，起草を組織する責任を有し，法律案，国会常務委員会令，議決草案の起草の質，進捗について，起草主管機関，組織に対して責任を負う。
2. 起草委員会は，次の任務を有する。
 - a) 法律，国会常務委員会令，議決草案の要綱⁶⁷を審理，採択する。
 - b) 基本的な政策及び法案，草案の内容に属する諸問題について討論する。
 - c) 文書の草案，法案，草案に関する紹介文書，詳細説明文書⁶⁸；機関，組織，個人の意見の解説，吸収内容について討論する。
 - d) 文書の草案の各規定と党の方針，路線との整合性を保証する。文書の草案の合憲性，合法性，法体系との統一性を保証する。文書の施行可能性を保証する。
3. 起草委員長は，次の任務を有する。
 - a) 起草委員会を補佐する編集班⁶⁹を設立し，編集班が要綱を準備し，文書の草案を編集及び整理するのを指導する。
 - b) 起草委員会の各会合⁷⁰及びその他の各活動を組織する。

第33条 起草主管機関，組織の任務

1. 法律案，国会常務委員会令案，議決草案に関連する現行の法令の施行状況について総括し，各法規範文書を評価する。法案，草案の主要な内容に関連する社会関係の実情を調査，評価する。必要な場合，関連機関，組織に対し，当該機関，組織が担当する法案，草案の内容に関連する分野に属する各法規範文書の実施に

⁶⁷ 「要綱」は，原文では“dề cương”である。

⁶⁸ 「詳細説明文書」は，原文では“bản thuyết minh chi tiết”である。

⁶⁹ 「編集班」は，原文では“tổ biên tập”である。

⁷⁰ 「会合」は，原文では“cuộc họp”である。

ついて総括，評価するよう提議する。

2. 文書の草案の影響評価を組織し，影響評価の報告書を作成する。影響評価の報告書の内容は，解決が必要な各問題及び当該問題それぞれに対する各解決策；各解決策の費用，利益；各解決策の費用，利益の比較を明示しなければならない。
3. 法案，草案に関連する情報，資料，ヴェトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の研究を組織する。必要な場合，関連する機関，組織，個人に対し，法案，草案に関連する資料，情報の提供を要求する。
4. 法案，草案について関連する各機関，組織からの意見聴取を組織する。収集した各意見を総合，研究，吸収する。
5. 政府提出でない法案，草案に対する政府の査定⁷¹意見又は表明意見を研究，吸収する。
6. 草案，法案，草案に関する紹介文書，詳細説明文書；機関，組織，個人の意見の解説，吸収の報告；文書の草案の影響評価報告書を準備し，これらの各資料を政府又は起草主管機関，組織のウェブサイトに登載する。
7. 政府提出の法案，草案の基本的な諸内容及び相互に異なる意見が残っている諸問題を準備し，政府が審理，決定できるよう報告する。
8. 草案の条，項，号の詳細規定文書の起草機関の割当てを建議する。
9. 起草委員会，編集班の活動条件を保証する。
法案，草案が国会議員により提出される場合，国会事務局は，起草委員会及び編集班の活動条件を保証する責任を有する。

第 34 条 法律案，国会常務委員会令案，議決草案を提出する機関，組織，国会議員の任務

1. 法律案，国会常務委員会令，議決草案を提出する機関，組織，国会議員は，次の任務を有する。
 - a) 起草委員会が起草する過程を指導する。国会常務委員会，政府によって提出される法案，草案については，起草主管機関を指導する。
 - b) 法律案，議決案の国会への提出，国会常務委員会令案，議決案の国会常務委員会への提出を審理，決定する。法律，国会常務委員会令の制定計画の工程表に従って法案，草案を提出することができない場合，国会常務委員会が審理，決定できるよう理由を明示して遅滞なく報告しなければならない。
2. 法案，草案が政府提出でない場合，遅くとも国会常務委員会の会議開幕日の四十日前までに，法案，草案を提出する機関，組織，国会議員は，法案，草案の記録を政府に送付して政府が意見を付すことができるようにしなければならない。
3. 意見を付すために政府に送付する法案，草案の記録は，次のものからなる。
 - a) 法案，草案に関する紹介文書
 - b) 文書の草案
 - c) 法案，草案に関する詳細説明文書及び法案，草案の影響評価報告書
 - d) 法案，草案の主要な内容に関連する法令の施行の総括，社会関係の実情評価の報告
 - d) その他の資料（あれば）

第 35 条 法律案，国会常務委員会令案，議決草案に対する意見の聴取

1. 法律案，国会常務委員会令案，議決草案を起草する過程で，起草主管機関，組

⁷¹ 「査定」は，原文では“thẩm định”である。

織は、関連機関、組織、文書の直接の影響を受ける対象の意見を聴取しなければならない。意見聴取の対象それぞれにふさわしい意見の要請が必要な諸問題を記載し、意見を受領する住所を具体的に確定するものとする。草案の全文を政府又は起草主管機関、組織のウェブサイトになくとも六十日間掲載し、各機関、組織、個人が意見を表明できるようにする。

2. 意見聴取は、直接意見を聴取する、意見を収集するために草案を送付する、討論会⁷²を組織する形式により、又は政府、起草主管機関、組織のウェブサイト若しくは各マスメディアを通じて行うことができる。
3. 関連する機関、組織は、法案、草案に関する意見を文書で表明する責任を有する。財務省は財源に関する意見を表明する責任を有し、内務省は人的資源に関する意見を表明する責任を有し、資源環境省は環境に対する影響に関する意見を表明する責任を有し、外務省は関連するヴェトナム社会主義共和国が加盟している国際条約との相応性に関する意見を表明する責任を有する。
4. 起草主管機関、組織は、表明された各意見を総合、研究、吸収する責任を有する。

第36条 政府提出の法律案、国会常務委員会令案、議決草案の査定

1. 司法省は、政府が提出する法律案、国会常務委員会令案、議決草案を査定する責任を有する。
複雑な内容、複数の部門、分野に関連する内容の、又は司法省が起草を主管した法案、草案については、司法大臣が各関連機関の代表、各専門家、科学者からなる査定評議会を設立する。
2. 査定のために送付する記録は、次のものをからなる。
 - a) 法案、草案に関する政府の紹介文書
 - b) 文書の草案
 - c) 法案、草案に関する詳細説明文書及び法案、草案の影響評価報告書
 - d) 法案、草案の主要な内容に関連する法令の施行の総括及び社会関係の実情評価の報告
 - d) 法案、草案の内容に対する機関、組織、個人の意見を総合する文書；各省、省同格機関の意見の写し；法案、草案に対して表明された意見の解説、吸収の報告
 - e) その他の資料（あれば）
3. 査定機関は、次の事項に焦点を当てて査定を進行する。
 - a) 文書発行の必要性、法案、草案の調整対象、範囲
 - b) 文書の草案の内容と党の路線、方針、政策との整合性
 - c) 文書の草案の合憲性、合法性及び法体系との統一性、関連するヴェトナム社会主義共和国が加盟している国際条約との相応性
 - d) 文書の草案の規定と社会発展の実際の要求、進捗との整合性を含む文書の草案の施行可能性及び実施するための保証条件
 - d) 文書の用語、起草技術
必要な場合、査定機関は起草主管機関に対し、法案、草案の内容に関連する諸問題について報告を要求する。
4. 査定報告は、遅くとも査定のために記録の送付を受けた日から二十日以内に、起草主管機関に送付されなければならない。

⁷² 「討論会」は、原文では“hội thảo”である。

5. 起草主管機関は、査定意見を研究、吸収し、法律、国会常務委員会令、議決の草案を整理、完成させて政府に提出する責任を有する。

第 37 条 政府提出の法律案、国会常務委員会令案、議決草案の記録

1. 法案、草案に関する政府の紹介文書
2. 文書の草案
3. 法案、草案に関する詳細説明文書、文書の草案の影響評価報告書
4. 査定報告、査定意見の解説、吸収の報告、法案、草案に対して機関、組織、個人が表明した意見を総合した文書
5. 法案、草案の主要な内容に関連する法令の施行の総括、社会関係の実情の評価の報告
6. その他の資料（あれば）

第 38 条 政府への提出前の法律案、国会常務委員会令案、議決草案の整理、完成

法律案、国会常務委員会令案、議決草案の内容に属する大きな諸問題について各省、省同格機関の間で相互に異なる意見が残っている場合、政府事務局の官房長官は、起草主管機関、司法省、関連する各省、省同格機関を領導する代表からなる会合を招集し、政府に審理、決定のために提出する前に解決する。本会合の意見に基づき、起草主管機関は、関連機関と協調して法案、草案の整理を継続し、完成させて政府に提出する。

第 39 条 政府による法律案、国会常務委員会令案、議決草案の提出に関する討論、審理、決定

1. 政府は、法律案、国会常務委員会令案、議決草案の提出について決定するため、審理し、集団討論し、多数決により評決する責任を有する。
2. 政府事務局は、討論のために政府に報告するため、法案、草案の基本的な諸内容、相互に異なる意見が残っている諸問題を準備する。
3. 法案、草案の性質及び内容に応じて、政府は、次の手順に従って、一回又は複数回の閣議において審理、討論することができる。
 - a) 起草主管機関の代表が法案、起草について説明する。
 - b) 政府事務局の代表が法案、草案について相互に異なる意見が残っている諸問題を陳述する。
 - c) 閣議に参列している機関、組織の代表が意見を発表する。
 - d) 政府が討論する。
 - d) 政府が法案、草案の提出について評決する。
4. 政府が法案、草案の提出を採択しない場合、政府首相は、法案、草案の再審理の時期を決める。閣僚の意見に基づき、起草主管機関は、関連機関、組織と協調して、法案、草案を整理する。

続行閣議において、政府は、次の手順に従って法案、草案について討論する。

 - a) 起草主管機関が整理した内容について政府に報告する。
 - b) 政府が法案、草案の提出について討論し、評決する。

第 40 条 政府提出でない法律案、国会常務委員会令案、議決草案に対する政府による付意見

1. 政府は、ほかの機関、組織、国会議員が提出した法律案、国会常務委員会令案、

議決草案に対して、法案、草案の記録を受け取った日から二十日以内に、文書で意見を付す責任を有する。

2. 政府首相から意見の準備の割当てを受けた省、省同格機関は、主管し、司法省と協調して、意見を付すことが必要な諸内容を特定し、政府が審理、決定できるよう提出する。

第3節 法律案、国会常務委員会令案、議決草案の審査

第41条 国会の民族評議会及び各委員会による審査

1. 法律案、国会常務委員会令、決議草案は、国会、国会常務委員会に討論、付意見のため提出される前に、国会の民族評議会、関連委員会（以下併せて「審査機関」という）の審査を受けなければならない。

国会の民族評議会、委員会は、自身が担当する分野に属する法案、草案、国会、国会常務委員会によって委ねられたその他の法案、草案の審査を主管し；国会のほかの機関が審査を主管する法案、草案の審査に国会常務委員会の割当てに従って参加する責任を有する。

2. 起草主管機関は、審査への参加を割り当てられた機関の代表を審査会議に参列するよう招待し、法案、草案の当該機関が担当する分野に関連する内容、法案、草案の内容に属するその他の諸問題について意見を発表できるようにする責任を有する。
3. 審査主管機関は、関連機関、組織の代表、各専門家、科学者及び文書の直接の影響を受ける対象の代表を自身が組織する会合に参列するよう招待し、法案、草案の内容に関連する諸問題について意見を発表することができるようにすることができる。
4. 審査機関は、法案、草案を提出した機関、組織、国会議員に法案、草案の内容に関連する諸問題について報告するよう要求し；自ら又は起草主管機関、組織と共に法案、草案の内容に属する諸問題について討論会、実情調査を組織する権利を有する。

第42条 審査のため送付される法律案、国会常務委員会令案、議決草案の記録及び記録の送付期限

1. 審査する法律案、国会常務委員会令案、議決草案の記録は、次のものからなる。
 - a) 法案、草案に関する国会、国会常務委員会の紹介文書
 - b) 文書の草案
 - c) 法案、草案に関する詳細説明文書及び文書の草案の影響評価報告書
 - d) 政府提出の法案、草案に対する査定報告；政府提出でない法案、草案に対する政府の意見；法案、草案に対して提出された意見を総合する文書
 - d) 法案、草案の主要な内容に関連する法令の施行に関する総括、社会関係の実情評価の報告
 - e) その他の資料（あれば）
2. 国会常務委員会に提出する法案、草案については、遅くとも国会常務委員会の会議が始まる二十日前までに、法案、草案を提出する機関、組織、国会議員は、本条1項が規定する記録を審査の進行のため審査主管機関、審査参加機関に送付しなければならない。

国会に提出する法案、草案については、遅くとも国会の会期が開幕する三十日

前までに、法案、草案を提出する機関、組織、国会議員は、本条1項が規定する記録を審査の進行のため審査主管機関、審査参加機関に送付しなければならない。

第43条 審査の内容

審査機関は、次の主要な事項に焦点を当てて審査を進行する。

1. 文書の調整範囲、対象
2. 文書の草案の内容及び相互に異なる意見が残っている諸問題
3. 文書の草案の内容と党の路線、方針、政策、憲法、法律との整合性及び文書の草案の法体系との統一性
4. 文書の草案の各規定の施行可能性

第44条 審査の方式

1. 審査主管機関は、審査のため全体会議を組織しなければならない。国会が国会常務委員会に意見を付すよう提出する法律案、議決草案については、予備審査のため評議会の常任委員、委員会の常任委員による会議を組織することができる。
2. 法律案、国会常務委員会令案、議決草案が複数の機関により共同審査される場合、審査は次のいずれかの方式により進行することができる。
 - a) 審査主管機関が、審査参加機関の代表者が参加する審査会議を組織する。
 - b) 審査主管機関が、審査参加機関の常任委員と共に審査会議を組織する。

第45条 審査報告

1. 審査報告は、本法43条が規定する審査内容に属する諸問題について審査機関の観点を明確に表し、修正、補充が必要な諸内容を提起⁷³しなければならない。
2. 審査報告は、審査主管機関の構成員の意見を十分反映しなければならないが、同時に各審査参加機関の意見を反映しなければならない。

第46条 法律案、国会常務委員会令案、議決草案の合憲性、合法性、法体系との統一性を保証するための審査における法令委員会の責任

1. 法令委員会は、国会のほかの機関が審査を主管する法律案、国会常務委員会令案、議決草案の合憲性、合法性、法体系との統一性を保証するため、国会、国会常務委員会に審理、採択のため提出する前に審査に参加する責任を有する。
2. 法令委員会は、委員会の常任委員会議又は委員会の全体会議を組織して審査において付す意見を準備し、審査主管機関の審査会議に参列する委員会の代表を選出する。
3. 法案、草案の合憲性、合法性、法体系との統一性を保証するために審査に参加する内容は、次のものを含む。
 - a) 国会の法律、議決の草案中の規定と憲法の規定との整合性；国会常務委員会の法令、議決の草案中の規定と憲法、国会の法律、議決との整合性
 - b) 国会の法律、議決の草案中の規定と国会の法律、議決との間の内容の統一性；国会常務委員会の法令、議決の草案中の規定と国会常務委員会の法令、議決との間の統一性；法律、国会常務委員会令、議決の草案中の各規定の間の統一性；文書の技術に関する統一性
4. 本法42条の規定に基づき記録を送付するときは、法案、草案を提出する機関、組織、国会議員は、同時に法令委員会にも記録を送付しなければならない。

⁷³ 「提起」は、原文では“đề xuất”である。

第 47 条 法律案，国会常務委員会令案，議決草案中の両性の平等に関する問題の撤廃⁷⁴に関する審査における社会問題委員会の責任

1. 社会問題委員会は，法案，草案が両性の平等に関連する内容を有するときは，国会のほかの機関が審査を主管する法律案，国会常務委員会令案，議決草案の両性の平等に関する問題の撤廃について審査に参加する責任を有する。
2. 社会問題委員会は，委員会の常任委員会議又は委員会の全体会議を組織し，審査において付す意見を準備し，審査主管機関の審査会議に参列する委員会の代表を選出する。
3. 法案，草案の両性の平等に関する問題の撤廃に関する審査の内容は，両性の平等に関する法律 22 条 2 項の規定に従って行われる。
4. 本法 42 条 2 項の規定に従って記録を送付するときは，法案，草案を提出する機関，組織，国会議員は，同時に社会問題委員会にも記録を送付しなければならない。

第 4 節 国会の法律案，議決草案に関する国会常務委員会による審理，付意見

第 48 条 国会の法律案，議決草案に関する国会常務委員会による審理，付意見の期限

遅くとも国会常務委員会の会議が始まる七日前までに，国会の法律案，議決草案を提出する機関，組織，国会議員は，本法 42 条 1 項が規定する記録を付意見のため国会常務委員会に送付しなければならない。文書の草案，法案，草案に関する紹介文書及び審査報告は，国会のウェブサイトに登載される。

第 49 条 国会の法律案，議決草案に関する国会常務委員会による審理，付意見の手順

1. 国会の法律案，議決草案の性質及び内容に応じて，国会常務委員会は，一回又は複数回審理し，意見を付すことができる。
2. 国会常務委員会は，次の手順に従って審理し，意見を付す。
 - a) 法案，草案を提出した機関，組織の代表，国会議員が法案，草案の基本的な内容について説明する。
 - b) 審査主管機関の代表が審査報告を陳述し，国会に提示して集中的に討論すべき諸問題を建議する。
 - c) 会議に参列している機関，組織の代表，個人が意見を発表する。
 - d) 国会常務委員会が討論する。
 - d) 会議の議長が結論する。

第 50 条 国会の法律案，議決草案の国会常務委員会の意見に基づく改善及び整理

1. 国会常務委員会の意見に基づき，国会の法律案，議決草案を提出した機関，組織，国会議員は，法案，草案を整理するため研究し，改善する責任を有する。
政府提出の法案，草案については，政府首相から提出について委任を受けた者が，法案，草案を整理するために研究，改善を組織する責任を有する。ただし，審理，決定のため政府首相に報告する必要がある場合を除く。
2. 国会の法律案，議決草案を提出した機関，組織，国会議員が国会常務委員会の

⁷⁴ 「問題の撤廃」は，原文では“lông ghép vấn đề”である。

意見と異なる意見を有する場合、審理、決定のため国会に報告する。

第5節 法案，国会常務委員会令案，議決草案に関する討論，改善，整理及び採択

第51条 法律案，国会常務委員会令案，議決草案の審理，採択

1. 国会は、国会の一つ又は二つの会期において法律案，議決草案を審理し，採択する。

会期において国会に審理，付意見のため提出される法案，草案及び国会に審理，採択のため提出される法案，草案については，遅くとも国会の会期が開幕する二十日前までに，法案，草案の記録を国会議員に送付しなければならない。

前の会期における国会議員の意見に基づき改善，整理され，次の会期において審理，採択のため提出される法案，草案については，遅くとも会期が開幕する四十五日前までに，国会常務委員会が国会議員，国会議員団，国会の民族評議会及び各委員会に意見聴取のため送付する責任を有する。

国会議員団，国会の民族評議会の常任委員，委員会の常任委員は，討論を組織し，文書により意見を表明し，遅くとも国会の会期が開幕する二十日前までに，国会事務局に送付する責任を有する。

2. 国会常務委員会は，国会常務委員会の一回又は二回の会議において国会常務委員会令案，議決草案を審理，採択する。

遅くとも国会常務委員会の会議が始まる二十日前までに，法案，草案の記録を国会常務委員会の各構成員に送付しなければならない。

3. 国会，国会常務委員会に提出する法案，草案の記録は，本法42条1項が規定する各資料及び法案，草案に関する審査報告からなる。

文書の草案，法案，草案に関する紹介文書及び審査報告は，国会のウェブサイトに掲載される。

第52条 法律案，議決草案の国会の一つの会期における審理，採択の手順

国会は，一つの会期において，次の手順に従って法律案，議決草案を審理，採択する。

1. 法案，草案を提出した機関，組織の代表，国会議員が法案，草案について説明する。
2. 審査主管機関の代表が審査報告を陳述する。
3. 国会が本会議において法案，草案の基本的な諸内容，相互に異なる意見が残っている大きな諸問題について討論する。本会議における討論の前に，法案，草案を国会議員の班において討論することができる。
4. 討論の過程で，法案，草案を提出した機関，組織の代表，国会議員は，国会議員が言及した法案，草案に関連する諸問題について解説する。
5. 法案，草案の重要な諸問題，相互に異なる意見が残っている大きな諸問題については，国会は，国会常務委員会の提議に基づき評決を行う。
審査主管機関は，主管し，法案，草案を提出した機関，組織，国会議員，会期の書記団及び関連機関，組織と協調して，国会常務委員会が評決のため国会に提示すべき法案，草案の内容に属する諸問題を特定するのを補佐する。
6. 法案，草案が国会で討論され，意見を付された後，国会常務委員会は，次の手順に従って草案の研究，改善，整理を指導，組織する。
 - a) 審理主管機関の常任委員が主管し，法案，草案を提出した機関，組織，国会議

員，法令委員会，司法省及び関連機関，組織と協調して，草案を研究，改善，整理し，改善，整理の解説報告を作成して国会常務委員会に提出する。

- b) 遅くとも採択の評決の五日前までに，草案は，文書の技術的な面について精査⁷⁵し，完成させるため，法令委員会の常任委員に送付される。法令委員会の常任委員は，主管し，審査主管機関，法案，草案を提出した機関，組織の代表，国会議員と協調して，法案，草案の合憲性，合法性及び法体系との統一性を保証するため，精査を組織する。
7. 国会常務委員会は，草案の改善，整理の解説について国会に報告する。法案，草案を提出した機関，組織，国会議員が草案中の整理された内容について異なる意見を有する場合，当該意見は報告の中で明示される。
8. 国会は，草案の採択を評決する。相互に異なる意見がある問題が依然として残っている場合，国会は，草案の採択を評決する前に，当該問題について国会常務委員会の提議に基づき評決する。
9. 国会議長は，国会の法律，議決に認証署名⁷⁶する。
草案が採択されなかった又は一部のみ採択された場合，草案の整理及び採択は，本法 53 条 2 項及び 3 項の規定に従って行われる。

第 53 条 法律案，議決草案の国会の二つの会期における審理，採択の手順

国会は，二つの会期において，次の手順に従って法律案，議決草案を審理，採択する。

1. 第一会期において，
- a) 法案，草案を提出した機関，組織の代表が法案，草案について説明する。
- b) 審査主管機関の代表が審査報告を陳述する。
- c) 国会が本会議において法案，草案の基本的な諸内容，相互に異なる意見が残っている大きな諸問題について討論する。本会議における討論の前に，法案，草案を国会議員の班において討論することができる。
討論の過程で，法案，草案を提出した機関，組織の代表，国会議員は，国会議員が言及した法案，草案に関連する諸問題について解説する責任を有する。
- d) 法案，草案の重要な諸問題，相互に異なる意見が残っている大きな諸問題については，国会は，国会常務委員会の提議に基づき評決を行う。
審査主管機関は，主管し，法案，草案を提出した機関，組織，国会議員，会期の書記団及び関連機関，組織と協調して，国会常務委員会が評決のため国会に提示すべき法案，草案の内容に属する諸問題を特定するのを補佐する。
- d) 国会常務委員会は，会期の書記団を指導して，国会議員の意見，評決の結果を総合し，整理のための基礎とする。
2. 国会の二つの会期の間の期間に，国会常務委員会は，次の手順に従って，草案の研究，改善，整理を指導し，組織する。
- a) 審査主管機関の常任委員は，主管し，法案，草案を提出した機関，組織，国会議員，法令委員会，司法省及び関連機関，組織と協調して，草案を研究，改善，整理し，草案の改善，整理の解説報告の草案を作成する。審査主管機関は，常任委員会議又は全体会議を組織し，改善，整理の解説報告の草案及び整理された文書の草案について討論する。
- b) 国会常務委員会は，改善，整理の解説報告及び整理された文書の草案について

⁷⁵ 「精査」は，原文では“rà soát”である。

⁷⁶ 「認証署名」は，原文では“ký chứng thực”である。

審理，討論する。

- c) 国会常務委員会は，整理された草案を送付し，国会議員，国会議員団，国会の民族評議会及び各委員会の意見を聴取する。
 - d) 審査主管機関は，草案を研究，改善，整理し，草案の改善，整理の解説報告を完成させるため，国会，国会議員団，国会の民族評議会及び各委員会の意見を総合し，国会常務委員会に提出する。
3. 第二会期において，
- a) 国会常務委員会の代表が草案の改善，整理の解説報告を陳述する。法案，草案を提出した機関，組織，国会議員が草案中の整理された内容について異なる意見を有している場合，当該意見は報告の中で明示される。
 - b) 国会が法案，草案の相互に異なる意見が残っている諸内容について討論する。
 - c) 国会常務委員会は，草案の研究，改善，整理を指導し，組織する。
 - d) 遅くとも採択の評決の五日前までに，草案は，文書の技術的な面について精査し，完成させるため，法令委員会の常任委員に送付される。法令委員会の常任委員は，主管し，審査主管機関，法案，草案を提出した機関，組織の代表，国会議員と協調して，法案，草案の合憲性，合法性及び法体系との統一性を保証するため，精査を組織する。
 - d) 国会は，草案の採択を評決する。相互に異なる意見がある問題が依然として残っている場合，国会は，草案の採択を評決する前に，当該問題について国会常務委員会の提議に基づき評決する。
 - e) 国会議長は，国会の法律，議決に認証署名する。
草案が採択されなかった又は一部のみ採択された場合，続行会期における審理，採択については，国会常務委員会の提議に基づき国会が決定するところによる。

第 54 条 国会常務委員会の国会常務委員会令案，議決草案の審理，採択の手順

1. 国会常務委員会は，一回の会議において，次の手順に従って国会常務委員会令，議決草案を審理，採択する。
 - a) 法案，草案を提出した機関，組織の代表，国会議員が法案，草案について説明する。
 - b) 審査主管機関の代表が審査報告を陳述する。
 - c) 会議に参列するよう招待された機関，組織の代表，個人が意見を発表する。
 - d) 国会常務委員会が討論し，会議の議長が結論する。
 - d) 審査主管機関の常任委員は，主管し，法案，草案を提出した機関，組織，国会議員，法令委員会，司法省及び関連機関，組織と協調して，草案を研究，改善，整理する。
 - e) 遅くとも採択の評決の三日前までに，草案は，文書の技術的な面について精査し，完成させるため，法令委員会の常任委員に送付される。法令委員会の常任委員は，主管し，審査主管機関，法案，草案を提出した機関，組織の代表，国会議員と協調して，法案，草案の合憲性，合法性及び法体系との統一性を保証するため，精査を組織する。
 - g) 審査主管機関の代表は，草案の改善，整理について国会常務委員会に報告する。法案，草案を提出した機関，組織，国会議員が草案中の整理された内容について異なる意見を有する場合，当該意見は報告の中で明示される。
 - h) 国会常務委員会は，草案の採択を評決する。相互に異なる意見がある問題が依然として残っている場合，国会常務委員会は，草案の採択を評決する前に，当該

問題について会議の議長の提議に基づき評決する。

- i) 国会議長は、国会常務委員会の法令、議決に署名する。
2. 国会常務委員会は、二回の会議において、次の手順に従って国会常務委員会令案、議決草案を審理、採択する。
 - a) 第一会議において、本条1項 a, b, c 及び d 号が規定する手順に従って、陳述、討論が行われる。国会常務委員会は、整理のための基礎とするため、審査主管機関の提議に基づき法案、草案のいくつかの問題について討論、評決する
 - b) 二回の会議の間の期間に、審査主管機関の常任委員は、主管し、法案、草案を提出した機関、組織、国会議員、法令委員会、司法省及び関連機関、組織と協調して、国会常務委員会の指導に従って草案を研究、改善、整理する。
 - c) 遅くとも採択の評決の三日前までに、草案は、文書の技術的な面について精査し、完成させるため、法令委員会の常任委員に送付される。法令委員会の常任委員は、主管し、審査主管機関、法案、草案を提出した機関、組織の代表、国会議員と協調して、法案、草案の合憲性、合法性及び法体系との統一性を保証するため、精査を組織する。
 - d) 第二会議において、審査主管機関は、草案の整理について国会常務委員会に報告する。法案、草案を提出した機関、組織、国会議員が草案中の整理された内容について異なる意見を有する場合、当該意見は報告の中で明示される。
 - d) 国会常務委員会は、草案の採択を評決する。相互に異なる意見がある問題が依然として残っている場合、国会常務委員会は、草案の採択を評決する前に、当該問題について会議の議長の提議に基づき評決する。
 - e) 国会議長は、国会常務委員会の法令、議決に署名する。

第 55 条 採択のため国会、国会常務委員会に提出する法律案、国会常務委員会令案、議決案の記録

採択のため国会、国会常務委員会に提出する法律案、国会常務委員会令案、議決案の記録は、次のものからなる。

1. 草案の解説、整理の解説報告
2. 整理された草案

第 56 条 国会、国会法令委員会の法律、法令、議決の採択の日

国会、国会常務委員会の法律、法令、議決の採択の日は、国会、国会常務委員会が当該法律、法令、議決の採択を評決した日である。

第 6 節 国会、国会常務委員会の法規範文書の公布

第 57 条 法律、国会常務委員会令、議決の公布

1. 国家主席は、遅くとも法律、国会常務委員会令、議決が採択された日から十五日以内に、国会の法律、議決、国会常務委員会の法令、議決を公布するための令を発行する。
2. 国会常務委員会により採択されたが、国家主席が憲法 103 条 7 項⁷⁷の規定に基づき国会常務委員会に再審理を提議した国会常務委員会令、議決については、国会常務委員会は、国家主席が意見を有する諸問題について再審理する。当該国会常務委員会令、議決が国会常務委員会で依然として賛成評決されたが、国家主席が

⁷⁷ 2013 年憲法では 88 条 1 項に規定されているが、本条は未だ改正されていない。

依然として賛同しないときは、国家主席は決定のため最も近い会期において国会に提出する。これらの場合、公布の期限は遅くとも国会常務委員会が再採択した日又は国会が決定した日から十日以内である。

第 IV 章 国家主席の法規範文書の制定，発行

第 58 条 国家主席の令，決定の制定，発行

1. 国家主席は、自ら又は政府、最高人民裁判所、最高人民検察院の提議に基づき、令、決定の草案を起草する機関を決定する。
2. 起草機関は、令、決定の草案の研究、起草を組織する。
3. 令、決定の草案の内容に応じて、国家主席は、全文の起草機関のウェブページへの登載を決定する。草案の登載は、機関、組織及び個人が意見を付すことができるよう少なくとも六十日間行わなければならない。
4. 起草機関は、令、決定の草案を整理するため、機関、組織、個人の意見を研究、吸収し、国家主席に報告する責任を有する。
5. 国家主席は、令、決定を審理し、発行署名⁷⁸する。

第 V 章 政府，政府首相，大臣，省同格機関の首長の法規範文書の制定，発行

第 59 条 議定の制定計画の作成

1. 政府事務局は、主管し、司法省及び関連機関と協調して、各省、省同格機関、政府所属機関、機関、組織、個人の提議に基づき、政府の毎年の議定の制定計画の原案を作成する。
議定の制定の提議は、発行の必要性、文書の内容、基本的な政策及び予備影響評価の報告を明示しなければならない。
2. 必要な場合、政府事務局は、主管し、司法省と協調して、政府の議定の制定の提議について審理するため、関連する機関、組織の代表が参加する会合を組織する。
議定の制定を提議した機関、組織は、代表を選出して自身の提議に関連する諸問題について説明する。
3. 政府事務局は、政府の議定の制定計画の原案を作成し、各省、省同格機関、政府所属機関に送付して意見を聴取すると同時に、機関、組織、個人が意見を付すことができるよう計画の原案を政府のウェブサイトに登載する。
4. 政府は、毎年の議定の制定計画を採択する。政府首相は、省、省同格機関、政府所属機関に議定草案の起草の主管を割り当てる。

第 60 条 議定の起草委員会

1. 起草主管機関は、議定の起草委員会を設立する。起草委員会は、起草委員長である起草主管機関の代表及び各委員である査定機関の代表、関連機関、組織の代表、各専門家、科学者からなる。
起草委員会は、議定草案の起草の質及び進捗について起草主管機関に対して責任を負う。
起草委員長は、起草委員会を補佐し、起草委員会による割当てに従った任務を実現するため、編集班を設立する。

⁷⁸ 「発行署名」は、原文では“ký ban hành”である。

2. 起草委員会は、次の任務を有する。
 - a) 議定草案の要綱を審理、採択する。
 - b) 議定草案の基本的な諸問題、内容、各省、省同格機関、政府所属機関の間で相互に異なる意見が残っている諸問題を討論する。
 - c) 査定機関の意見及び機関、組織、個人が付した意見に基づき改善、整理が必要な諸内容について討論する。
 - d) 文書草案の規定と党の路線、政策、国会の憲法、法律、議決、国会常務委員会の法令、議決との整合性を保証する。草案の法体系との統一性を保証する。文書の施行可能性を保証する。
3. 起草委員会の討論意見を基礎として、起草委員長は、編集班を指導して議定草案を起草及び整理する。

第 61 条 起草主管機関の任務

1. 起草主管機関は、議定草案の内容、質及び起草の進捗について政府に対して責任を負う。
2. 起草主管機関は、次の任務を有する。
 - a) 草案に関連する現行の法令の施行状況を総括し、各法規範文書を評価する。草案の主要な内容に関連する社会関係の実情を調査、評価する。
 - b) 草案に関連する情報、資料及びヴェトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の研究を組織する。
 - c) 草案に関する意見聴取、研究、改善、整理を組織する。草案に関する紹介文書、収集した意見の吸収の解説報告、文書草案の影響評価報告書を作成し、これらの資料を政府又は起草主管機関のウェブサイトに登載する。
 - d) 起草委員会及び編集班の活動条件を保証する。

第 62 条 議定草案に対する意見の聴取

1. 議定草案を起草する過程で、起草主管機関は、省、省同格機関、政府所属機関、文書の直接の影響を受ける各対象の意見を聴取しなければならない。意見の要請が必要な諸問題を記載し、意見を受領する住所を具体的に確定するものとする。草案の全文を政府又は起草主管機関のウェブサイトに少なくとも六十日間登載し、機関、組織、個人が意見を提出できるようにする。
2. 草案に関する意見聴取は、直接意見を聴取する、意見を収集するため草案を送付する、討論会を組織する形式により、又は政府、起草主管機関、組織のウェブサイト若しくは各マスメディアを通じて行うことができる。
3. 起草主管機関は、提出された意見を総合、研究、吸収する責任を有する。

第 63 条 議定草案の査定

1. 司法省は、政府に提出する前に議定草案を査定する責任を有する。
複雑な内容、複数の部門、分野に関係する内容を有する又は司法省が起草を主管する議定草案については、司法大臣は、関連機関の代表、各専門家、科学者からなる査定評議会を設立する。
2. 査定のために送付される記録は、次のものからなる。
 - a) 議定草案に関する政府の紹介文書
 - b) 議定草案
 - c) 文書の草案の詳細説明文書及び影響評価報告書

- d) 機関，組織，個人及び文書の直接の影響を受ける対象の意見を総合する文書；省，省同格機関，政府所属機関の意見の写し；表明された意見の吸収に関する解説報告
- d) その他の資料（あれば）
- 3. 議定草案の査定の内容については，本法 36 条 3 項の規定に従う。
- 4. 必要な場合，査定機関は，起草主管機関に議定草案の内容に属する諸問題について報告を要求し；自ら又は起草主管機関と共に議定草案の内容に属する諸問題に関する実情調査を組織することができる。起草主管機関は，議定草案の査定作業のため情報，資料を提供する責任を有する。
- 5. 査定報告は，遅くとも査定機関が査定のため記録の送付を受けた日から十五日以内に，起草主管機関に送付されなければならない。
- 6. 起草主管機関は，査定意見を研究し，議定草案を整理して政府に提出する。

第 64 条 政府に提出される議定草案の記録

- 1. 議定草案に関する政府の紹介文書
- 2. 査定機関の意見及び機関，組織，個人の意見を吸収した後の議定草案
- 3. 審査意見の吸収及び機関，組織，個人の意見の吸収の解説報告
- 4. 議決草案の詳細説明文書及び影響評価報告書
- 5. 機関，組織，個人の意見を総合する文書
- 6. その他の資料（あれば）

第 65 条 政府への提出前の議定草案の整理，完成

議定草案の内容に属する大きな諸問題について各省，省同格機関，政府所属機関の間で相互に異なる意見が残っている場合，政府事務局の官房長官は，起草主管機関，司法省を領導する代表，関連する各省，省同格機関，政府所属機関を領導する代表を含む会合を招集し，政府に審理，決定のため提出する前に解決する。本会合の意見に基づき，起草主管機関は，関連機関と協調して草案の整理を継続し，完成させて政府に提出する。

第 66 条 議定草案の審理，採択の手順

議定草案の性質及び内容に応じて，政府は，一回又は二回の閣議において，次の手順に従って審理，採択することができる。

- 1. 起草主管機関の代表が草案について説明する。
- 2. 政府事務局の代表が，討論が必要な諸問題について述べる。
- 3. 閣議に参列している機関，組織の代表が意見を発表する。
- 4. 政府が討論する。

起草主管機関は，司法省，政府事務局及び関連機関と協調して，政府の意見に基づいて草案を整理する。

- 5. 政府が議定草案の採択を評決する。
議定が採択されなかった場合，政府首相は，整理が必要な事項について指導し，草案の再提出の時期を決めると同時に，起草主管機関に草案を完成させて政府に審理，採択のため提出させる。
- 6. 政府首相が議定に署名する。

第 67 条 政府首相の決定の制定，発行

1. 省、省同格機関、政府所属機関は、政府首相の割当てに従い、政府首相の決定の草案を起草する責任を有する。
2. 起草機関は、政府首相の決定の草案全文を政府又は起草機関のウェブサイトになくとも六十日間掲載し、機関、組織、個人が意見を付すことができるようにする責任を有する。
3. 司法省は、本法 36 条 3 項が規定する査定の内容に従い、政府首相の決定の草案を査定する責任を有する。査定報告は、遅くとも査定のため記録の送付を受けた日から十日以内に起草機関に送付されなければならない。
4. 起草機関は、査定機関の意見、機関、組織、個人の意見を研究し、草案を整理し、政府首相に報告する責任を有する。

第 68 条 大臣、省同格機関の首長の通達の制定、発行

1. 通達の草案は、大臣、省同格機関の首長から割当て及び指導を受けた省、省同格機関直属の単位⁷⁹が起草する。
2. 通達の草案は、発行機関のウェブサイトに少なくとも六十日間掲載され、機関、組織、個人が意見を付すことができるようにする。
草案の性質及び内容に応じて、通達の草案は、意見聴取のため関連する省、省同格機関、政府所属機関に送付される。
3. 省、省同格機関の法制組織⁸⁰は、文書の草案を本法 36 条 3 項が規定する内容に従って査定する責任を有する。
4. 起草を割り当てられた単位は、主管し、関連単位と協調して、査定意見及び機関、組織、個人の意見を研究、吸収して、草案を整理し、大臣、省同格機関の首長に報告する。
5. 大臣、省同格機関の首長は、通達を審理し、発行署名する。

第 VI 章 最高人民裁判所裁判官評議会、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家会計検査院長官の法規範文書の制定、発行

第 69 条 最高人民裁判所裁判官評議会の議決の制定、発行

1. 最高人民裁判所裁判官評議会の議決の草案は、最高人民裁判所長官が起草を組織、指導するところによる。
2. 議決草案は、最高人民裁判所のウェブサイトに少なくとも六十日間掲載され、機関、組織、個人が意見を付すことができるようにする。
草案の性質及び内容に応じて、最高人民裁判所長官は、最高人民検察院、司法省、地方の人民裁判所、軍事裁判所及び関連機関、組織の意見を聴取するため、草案の送付を決定する。
3. 最高人民裁判所長官は、議決草案に対して表明された意見の吸収を指導する。
4. 議決草案は、最高人民検察院長官及び司法大臣が参列する最高人民裁判所裁判官評議会の会議において討論される。
5. 最高人民裁判所裁判官評議会は、草案の採択を評決する。
最高人民検察院長官、司法大臣は、最高人民裁判所裁判官評議会の議決に賛同しない場合、国会常務委員会が最も近い会議において審理し、意見を付すことができるよう、国会常務委員会に報告する権利を有する。

⁷⁹ 「単位」は、原文では“đơn vị”である。

⁸⁰ 「法制組織」は、原文では“tổ chức pháp chế”である。

6. 最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の議決に署名する。

第70条 最高人民裁判所長官の通達の制定、発行

1. 最高人民裁判所長官の通達の草案は、最高人民裁判所長官が起草を組織、指導するところによる。
2. 通達草案は、最高人民裁判所のウェブサイトになくとも六十日間掲載され、機関、組織、個人が意見を付すことができるようにする。
草案の性質及び内容に応じて、最高人民裁判所長官は、地方の人民裁判所、軍事裁判所及び関連機関、組織の意見を聴取するため、草案の送付を決定する。
3. 最高人民裁判所長官の通達の草案は、最高人民裁判所裁判官評議会によって討論され、意見を付される。
4. 最高人民裁判所長官は、意見の吸収を指導し、通達を審理して発行署名する。

第71条 最高人民検察院長官の通達の制定、発行

1. 最高人民検察院長官の通達の草案は、最高人民検察院長官が起草を組織、指導するところによる。
2. 通達草案は、最高人民検察院のウェブサイトになくとも六十日間掲載され、機関、組織、個人が意見を付すことができるようにする。
草案の性質及び内容に応じて、最高人民検察院長官は、地方の人民検察院、軍事検察院及び関連機関、組織の意見を聴取するため、草案の送付を決定する。
3. 最高人民検察院の通達の草案は、最高人民検察院の検察委員会によって討論され、意見を付される。
4. 最高人民検察院長官は、意見の吸収を指導し、通達を審理して発行署名する。

第72条 国家会計検査院長官の決定の制定、発行

1. 国家会計検査院長官の決定の草案は、国家会計検査院長官が起草を組織、指導するところによる。
2. 決定草案は、国家会計検査院のウェブサイトになくとも六十日間掲載され、機関、組織、個人が意見を付すことができるようにする。
3. 草案の性質及び内容に応じて、国家会計検査院長官は、関連機関、組織の意見を聴取するため、草案の送付を決定する。
4. 国家会計検査院長官は、意見の吸収を指導し、決定を審理して発行署名する。

第VII章 合同法規範文書の制定、発行

第73条 合同議決の制定、発行

1. 国会常務委員会又は政府と政治社会組織の中央機関の間の合同議決の草案は、国会常務委員会又は政府が起草主管機関を割り当てるところによる。
2. 起草主管機関は、草案の起草を組織する責任を有する。
3. 草案は、起草主管機関のウェブサイトになくとも六十日間掲載され、機関、組織、個人が意見を付すことができるようにする。
4. 起草主管機関は、表明された意見を研究、吸収し、草案を整理する責任を有する。
5. 草案は、合同議決の発行権限を有する機関、組織の意見が一致したときに採択される。

て審理，採択する。国会常務委員会，政府は，文書の法案，草案を一回の会議，閣議において審理，採択する。

第 IX 章 法規範文書の効力，法規範文書の適用，公開原則

第 78 条 法規範文書が効力を生ずる時点及び公報への登載

1. 法規範文書が効力を生ずる時点は，公布又は発行署名の日から四十五日を超えない範囲で，文書中で規定される。

法規範文書が緊急状態における各施行措置を規定する場合，文書が災害，伝染病の予防，対応の要求に遅滞なく応えるために発行される場合，公布又は発行署名の日から効力を生じさせることができるが，発行機関のウェブサイト直ちに登載されなければならない，マスメディアによって報道されなければならない。ヴェトナム社会主義共和国公報（以下「公報」という）への登載は，遅くとも公布又は発行署名の日から二営業日後である。

2. 法規範文書は，公報に登載されなければならない。公報に登載されない法規範文書は，施行効力を有しない。ただし，文書が国の秘密に属する内容を有する場合及び本条 1 項後段に規定される各場合を除く。

遅くとも公布又は発行署名の日から二営業日以内に，法規範文書を発行した機関は，文書を公報に登載するため公報機関に送付する。

公報機関は，遅くとも文書を受け取った日から十五日以内に，法規範文書の全文を公報に登載する責任を有する。

公報に登載された法規範文書は，正式文書であり，原本と同様の価値を有する。政府は，公報について具体的に規定する。

第 79 条 法規範文書の遡及的効力

1. 必要な場合にのみ，新たな法規範文書に遡及的効力を規定することができる。

2. 次の各場合については，遡及的効力を規定することはできない。

- a) 当該行為を行った時点では法令が法的責任を規定していなかった行為について新たに法的責任を規定する。
- b) より重い法的責任を規定する。

第 80 条 法規範文書の効力停止

1. 法規範文書が施行を停止されたときは，権限を有する国家機関の処理決定があるまで効力が停止される。権限を有する国家機関が廃止決定を下したときは，文書の効力は終了する。廃止しないときは，文書は引続き効力を有する。

2. 文書の効力停止，効力継続又は文書の効力終了の時点は，管轄を有する国家機関の法規範文書の施行停止決定，処理決定の中で明確に決定されなければならない。

3. 法規範文書の施行停止決定，処理決定は，公報に登載され，各マスメディアによって報道されなければならない。

第 81 条 法規範文書の効力が終了する場合

法規範文書は，次の場合，全部又は一部の効力を終了する。

1. 文書中で規定された効力を有する期間が終了した。
2. 当該文書を発行した国家機関の新たな文書により修正，補充又は代替された。
3. 権限を有する国家機関の文書により廃止又は破棄された。

第 82 条 適用の場所及び対象に関する効力

各中央国家機関の法規範文書は、全国の範囲で効力を有し、すべての機関、組織、個人に対して適用される。ただし、文書が異なる規定を有する場合、ヴェトナム社会主義共和国が加盟している国際条約が異なる規定を有する場合を除く。

第 83 条 法規範文書の適用

1. 法規範文書は、効力を有し始めた時点から適用される。
 法規範文書は、当該文書が効力を有する期間中に発生した行為に対して適用される。文書が遡及的効力を有する場合、当該規定に従って適用される。
2. 各法規範文書が同一の問題について相互に異なる規定を有する場合、より高い法的効力を有する文書を適用する。
3. 同一の機関が発行した各法規範文書が同一の問題について相互に異なる規定を有する場合、後に発行された文書の規定を適用する。
4. 新たな法規範文書が、文書が効力を生ずる日の前に発生した行為に対して法的責任を規定していない場合、又はより軽い法的責任を規定している場合、新たな文書を適用する。

第 84 条 法規範文書の登載及び報道

法規範文書は、文書を発行した機関のウェブサイトに遅くとも公布又は発行署名の日から二日以内に全文が登載され、マスメディアによって報道されなければならない。ただし、国の秘密に属する内容を有する文書を除く。

第 X 章 法律、法令の解釈**第 85 条 法律、国会常務委員会令の解釈権限**

国会常務委員会は、法律、国会常務委員会令を解釈する。

憲法 87 条に規定される機関、組織、国会議員は、国会常務委員会に法律、国会常務委員会令の解釈を提議する権利を有する。国会常務委員会は、解釈について審理し、決定する。

第 86 条 法律、国会常務委員会令の解釈議決草案の制定、発行

1. 解釈が必要な問題の性質、内容に応じて、国会常務委員会は、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国会の民族評議会、委員会に法律、国会常務委員会令の解釈議決草案の起草を委ね、国会常務委員会に提出させる。
 国会常務委員会は、国会の民族評議会又は委員会に解釈議決草案と解釈される文書の精神及び内容との整合性に関する審査を委ねる。
2. 国会常務委員会は、次の手順に従って、法律、国会常務委員会令の解釈議決草案を審理、採択する。
 - a) 解釈を提議した機関、組織の代表、国会議員が会議に参列するよう招待され、意見を陳述する。
 - b) 解釈議決草案の準備を割り当てられた機関の代表が説明し、草案全文を読み上げる。
 - c) 審査機関の代表が審査報告を陳述する。
 - d) 会議に参列するよう招待された機関、組織、個人の代表が意見を発表する。
 - d) 国会常務委員会が討論する。

- e) 会議の議長が結論する。
 - g) 国会常務委員会が評決する。
 - h) 国会議長が法律，国会常務委員会令の解釈議決に署名する。
3. 法律，国会常務委員会令の解釈議決は，公報に登載され，各マスメディアによって報道される。

第 XI 章 法規範文書の監察，検査，処理，文書の統合及び法規範文書体系の完成

第 87 条 法規範文書の監察，検査

法規範文書は，法令の規定に従って権限を有する国家機関により監察，検査されなければならない。

法規範文書の監察，検査は，誤った内容又は最早妥当でない内容を発見し，遅滞なく文書の一部又は全部を施行停止，修正，補充，廃止又は破棄し，同時に権限を有する機関に誤った文書を発行した機関，個人の責任の確定を建議するために進行される。

第 88 条 法規範文書の監察，検査の内容

1. 文書と憲法，国会の法律，議決及び上級国家機関の法規範文書との整合性
2. 文書の形式と当該文書の内容との整合性
3. 文書の内容と文書を発行した機関の権限との整合性
4. 同一の機関によって発行された現行の法規範文書と新たな法規範文書との統一性

第 89 条 法令に反する兆候のある法規範文書の監察，処理

1. 国会，国会常務委員会，国会の民族評議会，各委員会は，自身の任務，権限の範囲内で，法規範文書の発行を監察する。
2. 法規範文書発行の監察の権限，手順，手続，法令に反する兆候のある法規範文書の処理は，国会監察活動法の規定に従って行われる。

第 90 条 政府による検査，法令に反する兆候のある法規範文書の処理

1. 政府は，法規範文書を検査し，法令に反する兆候のある省，省同格機関の法規範文書を処理する。
2. 政府首相は，憲法，法律及び上級国家機関の法規範文書に反する大臣，省同格機関の首長の法規範文書の一部又は全部の破棄又は施行停止を審理し，決定する。
3. 司法省は，法規範文書の検査活動に関する国家管理の実施について政府に対して責任を負い，政府首相が検査し，法令に反する兆候のある省，省同格機関の文書を処理するのを補佐する。

第 91 条 大臣，省同格機関の首長による検査，法令に反する兆候のある法規範文書の処理

1. 大臣，省同格機関の首長は，自身の，及び自身が担当する部門，分野に関連する諸内容の省，省同格機関の法規範文書を検査する責任を有する。
自身が発行した法規範文書が法令に反するのを発見したときは，大臣，省同格機関の首長は，自ら破棄，修正，補充し，又は代替する別の法規範文書を発行する。
2. 部門，分野を管理する大臣，省同格機関の首長は，自身が担当する部門，分野

に関する文書を発行した大臣，省同格機関の首長に対し，当該文書の一部又は全部の破棄又は施行停止を建議し，建議が是認されないときは，決定のため政府首相に上程する権利を有する。

第 92 条 法規範文書の統合

1. 法規範文書のいくつかの条を修正，補充する文書は，修正，補充される文書と技術的に統合される。
2. 法規範文書の統合は，国会常務委員会が規定するところによる。

第 93 条 法規範の精査，体系化，体系の法典

1. 国家機関は，自身の任務，権限の範囲内で，各法規範文書を常時精査し，定期的に体系化する責任を有する。規定が法令に反する，矛盾する，重複する，又は国土の発展状況と最早整合しないのを発見したときは，自ら又は権限を有する国家機関に建議して，遅滞なく修正，補充，代替，破棄又は施行停止する。
機関，組織及び公民は，権限を有する国家機関に法規範文書の修正，補充，代替，破棄又は施行停止の審理を提議する権利を有する。
2. 法規範は，精査，収集され，主題ごとに法典に整序される。
法規範の体系の法典は，国会常務委員会が規定するところによる。

第 XII 章 施行条項

第 94 条 法規範文書の制定経費

法規範文書の制定経費は，国の予算によって賄われる。

第 95 条 施行効力

1. 本法は，2009 年 1 月 1 日から施行効力を生じる。
本法は，1996 年法規範文書発行法及び 2002 年法規範文書発行法のいくつかの条を修正，補充する法律に代替する。
2. 本法が効力を生じる前に発行された，政府の議決；政府首相の指示⁸¹；最高人民裁判所長官，最高人民検察院長官，大臣，省同格機関の首長の決定，指示を含む法規範文書；大臣，省同格機関と政治社会組織の中央機関の間の合同文書は，ほかの法規範文書により破棄，廃止又は代替されるまで依然として効力を有する。

本法は，*ヴェトナム社会主義共和国 XII 期国会，第 3 会期 2008 年 6 月 3 日に採択された。*

国家主席
(署名済み)
Nguyễn Phú Trọng

⁸¹ 「指示」は，原文では“chi thị”である